

会社更生手続に関するQ & A

Q1 今後の手続きはどうか。

A 債権届出に対し、管財人は、債権の認否を行って当社の債務を確定し、また財産評定を実施して、更生会社の更生手続開始決定日現在の資産・負債を確定いたします。

会社の資産・負債を確定した後、債権者の皆様にどのような弁済ができるかを検討のうえ更生計画案を作成いたします（更生計画案の提出期限は、平成30年7月20日の予定です）。

更生計画案が裁判所に提出されますと、裁判所の付議決定を経て、更生計画案の決議が行われます。法定多数の債権者の同意が得られた場合には、更生計画案が可決され、更生計画の認可決定により債権者への弁済内容及び弁済方法が決定します。

現在、どのような更生計画になるか見通しを立てられる状況ではありませんので、その点ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<更生手続のスケジュール>

更生手続開始決定	平成30年1月31日
債権届出期限	平成30年3月14日
認否書提出期限	平成30年5月14日
更生計画案の提出期限	平成30年7月20日
更生計画案の投票	更生計画案の提出期限から 概ね2～3ヶ月
更生計画案の認可決定	可決後、速やかに

Q2 弁済はいつ受けられるのか。また、予定もしくは見込みの時期はいつか。

A 債権者への弁済内容及び弁済方法は、すべて更生計画案によって定められることとなります。更生計画案提出（平成30年7月20日予定）の後、改めてその後の手続についてご案内申し上げますので、よろしく申し上げます。

Q3 債権届出書が届いたが、どうすればよいのか。

A 債権届出書を届出期限である平成30年3月14日までにお届けください（同日必着）。

届出の方法や注意点等は同封の記載例等をご参照ください。

Q4 債権の届出をしないとどうなるのか。

A 債権の届出がないと失権することになり、議決権の行使や弁済を受ける権利を失うこととなります。届出をされる場合には、債権届出期限である平成 30 年 3 月 14 日までに必着でお届けください。

期間内に届出書を提出いただいても、書類の不備等により、結果的に債権の届出が期間内に間に合わず失権するおそれがあります。

早期にお届けいただければ、不備等を追完するための対応も可能となりますので、できるだけ早くお届けください。

Q5 債権届出書に押印する印鑑はどのような印鑑が必要なのか。

A 実印による押印の必要はなく、「認め印」で結構です。

なお、今後の弁済等の手続において、当該届出印を再度必要とする場合があります。

どの印鑑を押印したかが後々でもわかるよう、印鑑を押印した債権届出書は、必ずコピーを取られてお手元に残しておいていただきますようお願いいたします。

Q6 債権届出書に添付する資格証明書（法人の場合）は、コピーでもよいのか。

A 原本を添付していただきますようお願いいたします。なお、資格証明書は届出書作成日から遡って 3 ヶ月以内に取得されたものをご提出ください。

Q7 自分が届け出た債権の認否について知るにはどのようにすればよいのか。

A 管財人が認否書を作成し、東京地方裁判所に提出します。

届出をした債権者の方々のうち、届出債権が認められなかった方には「認否結果通知書」を発送します。平成 30 年 5 月下旬以降になる予定です。

Q8 今後の支払いはどうなるのか。

A 平成 30 年 1 月分については、保全管理期間中ですので、15 日締め末日および月末日締め翌 15 日支払いでお願いします。2 月以降については、月末締め翌月末日払いでお願いします。

Q9 資金繰りは大丈夫なのか。

A 管財人において、資金繰りに問題ないことを確認しております。

Q10 従来の経営陣に対する責任はどうか。

A 経営陣に対する責任追及については、厳正に調査をいたします。

なお、代表者であった後藤裕氏及び後藤文子氏については、破産手続開始決定を受けておりますので、損害賠償義務が認められる場合でも、破産手続において処理されることとなります。

Q11 後藤商事、後藤本社、ピーアイシーは今後どうか。

A 3社はトキワ印刷の実質的な一部門であり、事業体としては単一であるものであると考えております。トキワ印刷と一体で事業再建を図っていきます。

Q12 更生計画案はどれだけの同意があれば可決されるのか。

A 更生計画案に関する可決要件は、以下のとおりです。

更生債権の組と更生担保権の組に分かれて議決権が行使されます。

<更生債権者の組>

議決権総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意

<更生担保権者の組>

更生担保権の期限の猶予の定めをする場合には、議決権総額3分の2以上にあたる議決権を有する者の同意